

TRADING WITH THE ENEMY ACT (“TWEA”) 対敵通商法 (“TWEA”) (抜粋)

米国法

第 50 編 戦争・国防

第 50 編付録—戦争・国防

1917 年制定の対敵通商法

法律 1917 年 10 月 6 日、CH 106、40 STAT. 411

§ 5 敵国同盟に関する供給の停止；金若しくは銀の外国為替取引規則、資産移転、既得権益、執行及び処罰

- (b) (1) 戦争時の間において、大統領は、大統領が指定することができる機関を通して、かつ、大統領が規定できるルール及び規則のもとに、大統領指令若しくはライセンスの手段又は別な方法での手段により以下のことを行うことができる—
- (A) 金融機関の間の、金融機関による、金融機関を通しての又は金融機関への外国為替又は借款又は支払い取引、並びに金若しくは銀の硬貨若しくは地金、通貨若しくは有価証券の輸入、輸出、貯蔵、溶解又はイヤマーキング[国際間の為替決済の準備などの目的で、外国で取得した正貨または金をそのまま外国の銀行に寄託して保管を頼むこと]を調査、規制又は禁止すること、並びに
- (B) いずれかの者による外国又は外国の国民が利権を持っている資産に関して若しくはこれらの資産に関係する取引に関して、又は米国の司法権の対象となる資産に関して、何らかの権利、権限又は特権について、所有権の取得、保留、使用、移転、回収、輸送、輸入若しくは輸出、又は取引、又は交換することを調査、規制、指示及び強要、破棄、無効化、防止又は禁止すること；そして、外国又は外国の国民の資産又は利権は、大統領により指定された場合、指定されたところにより、かつ、指定された条件で、その時々到大統領により指定することができる機関若しくは当事者に付与されるものとする、そして、大統領が指定できる条件及び制約に基づいて当該資産又は利権は米国のために若しくは米国の利益のために保持、使用、管理、清算、売却、若しくは他の形態で取り扱われるものとする、そして、指定された機関若しくは当事者はこれらの目的の成就又は推進に付随するありとあらゆる行為を実行することができる；そして、大統領は、本副節で言及される行為又は取引であって、それらの完遂する前、途上若しくは後のいずれかの関連するすべてを備えた情報、或いは外国若しくはその国の国民が利権を有しているか有していた資産に関連するすべてを備えた情報、或いは本副節の条項を執行するために別途必要な可能性がある、すべてを備えた情報の全記録を保管し、報告書の形態若しくは別な形態で、上文に規定される方法で、宣誓のもとに提出することを要求するものとする、そして、報告が必要である可能性がある場合、大統領は、上文に規定される方法で提出を要求することができる、又は国家安全保障若しくは国防のために必要な場合当該者の保管若しくは管理下にある会計簿、記録、契約書、書状、覚書又はその他の書類の押収を要求することができる。
- (2) 本副節又はこれに従って発行されるルール、規則、指令若しくは指示に基づいて、米国に対して行われる若しくは米国のために行われる、又は別途指示される資産若しくはその中の利権の支払い、輸送、移転、譲渡又は引渡しは、これらの範囲において、同じことを行う者の義務のどのような目的にも、全額が返済され債務履行されなければならない；そして、いかなる者も、本副節又はこれに従って発行されるルール、規則、指令若しくは指示の執行に関連して、又はこれらを履行して及びこれらを頼みにして、誠意をもって行われた若しくは行うのを怠ったことのために若しくはそれに関して、法廷において義務を負わされないものとする。
- (3) この副節において、用語“米国”は、米国及び米国の司法権の対象となる場所、[(フィリピン群島を含む)を意味する、及びフィリピン群島連邦の第一審裁判所は、フィリピン群島におけるこの出先機関のもとに発生したすべての事件(民事若しくは刑事)における司法権並びに公海上で発生したすべての事件(民事若しくは刑事)の米国の地方裁判所との共同司法権を有するものとする]；しかしながら、前述のことは、これによって与えられる大統領の権限であって、本副節において用いられる用語の一部又は全部について、本副節の趣旨に矛盾しない定義を、その時々規定する権限に対する

制限として解釈されてはならないことを条件とする。この副節において、用語“人”は、個人、合名会社、協会又は企業を意味する。

- (4) 本節によって大統領に与えられる権限には、情報又は情報資料（限定されるものではないが、出版物、フィルム、ポスター、レコードプレーヤのレコード、写真、マイクロフィルム、マイクロフィッシュ、テープ、コンパクトディスク、CD-ROM、アートワーク及びニュースワイヤによる供給を含む）の、（伝送フォーマット若しくは伝送媒体を問わない）いずれかの国からの輸入、若しくはいずれかの国への輸出（民間若しくは他の形態によるかを問わない）について、直接的にも間接的にも規制又は禁止する権限を含まない。“本項によって管理又は禁止から除外される輸出は、1979年制定の輸出管理法の§5 [本付録の§2404]、又は同じ法律の§6 [本付録の§2405]のもとに別途規制されるものについて当該規制が米国の不拡散又は反テロリズム政策を促進する範囲において、或いは米国法の第18編の第37章 [18 USCS §791 以降]によって禁止される行為に関しては含まない。

§ 16 違反；懲罰；資産の没収

- (a) 本法律の条項又はこのもとに発行されたライセンス、ルール若しくは規則のいずれかに故意に違反した者、並びに本法律の条項に従って発令された大統領の命令に応じること故意に違反、無視若しくは拒絶した者は何人も、有罪判決を受け次第、100万ドル以下の罰金に処せられるものとし、或いは自然人の場合には10万ドル以下の罰金若しくは10年以下の懲役又はこれを併科するものとする；並びに当該違反に故意に関与した企業の役員、取締役又は代理人は、有罪判決を受け次第、10万ドル以下の罰金若しくは10年以下の懲役又はこれを併科するものとする；
- (b) (1) 本法律の条項に従って発行されたライセンス、命令、ルール又は規則に違反した者に対して、財務長官により5万ドル以下の民事罰が科せられるものとする。
- (2) (1)項における違反の対象である資産、基金、有価証券、書類、又はその他の物品若しくは文書、又は船舶（また、船舶の用具一式、装備用具、艀装用具、及び装備品）は、財務長官の指示で、米国政府に没収されるものとする。
- (3) 本副節のもとに規定される罰則は、事実開示の事前審問の権利を有しつつ、米国法の第5編の§554から§557に従う行政聴聞の機会を経て行政記録のみに基づいて科されるものとする。
- (4) 本副節のもとに科せられる罰則の司法審査は、米国法第5編§702で規定される範囲で行われるものとする。
- (c) 有罪判決を受け次第、副節(a)の違反に関わる資産、基金、有価証券、書類、又はその他の物品若しくは文書、又は船舶（また、船舶の用具一式、装備用具、艀装用具、及び装備品）は、米国に没収されるものとする。